

議案第28号

守口市老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会条例案

守口市老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の計画に関する事項を調査審議し、答申する。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 地域関係団体の代表者
- (5) 介護サービス事業者の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、1年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢介護主管課において処理する。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市附属機関条例の一部改正)

- 2 守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後																																				
<p>第1条 略</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">名称</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">担任する 事務</th> <th colspan="3" style="width: 60%;">委員</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">定数</th> <th style="width: 20%;">構成</th> <th style="width: 15%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>守口市</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する 事務	委員			定数	構成	任期	略					守口市	略				<p>第1条 略</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">名称</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">担任する 事務</th> <th colspan="3" style="width: 60%;">委員</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">定数</th> <th style="width: 20%;">構成</th> <th style="width: 15%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>守口市</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する 事務	委員			定数	構成	任期	略					守口市	略			
名称			担任する 事務	委員																																	
	定数	構成		任期																																	
略																																					
守口市	略																																				
名称	担任する 事務	委員																																			
		定数	構成	任期																																	
略																																					
守口市	略																																				

障害者 計画策 定委員 会				
守口市 老人福 祉計画 検討委 員会	老人福祉 法(昭和3 8年法律 第133号) 第20条の 8第1項 の計画に ついての 調査審議 に関する 事務	14人 以内	1 学識経験者 2 福祉関係団体 の代表者 3 医療関係団体 の代表者 4 地域関係団体 の代表者 5 市民 6 関係行政機関 の代表者 7 その他市長が 適当と認めた者	1年 以内 で市 長が 定め る期 間
略				

(2) 略

以下 略

障害者 計画策 定委員 会	
略	

(2) 略

以下 略